3　（略）

4　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定重度訪問介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第１項又は第43条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

5　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロ又は１の注９の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5の2　（略）

6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

7　（略）

第３　同行援護

1　同行援護サービス費

（削る）

イ　所要時間30分未満の場合　184単位

ロ　所要時間30分以上１時間未満の場合　291単位

ハ　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　420単位

ニ　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　484単位

ホ　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　547単位

ヘ　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　610単位

ト　所要時間３時間以上の場合　673単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

（削る）

3　（略）

4　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

5　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注９の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5の2　（略）

6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

7　（略）

第３　同行援護

1　同行援護サービス費

イ　身体介護を伴う場合

⑴　所要時間30分未満の場合　256単位

⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　405単位

⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　589単位

⑷　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　672単位

⑸　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　755単位

⑹　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　839単位

⑺　所要時間３時間以上の場合　922単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ　身体介護を伴わない場合

⑴　所要時間30分未満の場合　105単位

⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　199単位

⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　278単位

⑷　所要時間１時間30分以上の場合　348単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数